

農業者年金は、国が支えている公的年金です。ぜひ、加入をご検討下さい。

詳細な農業者年金の内容やご相談については、農業委員会(078-984-0387)、JA兵庫六甲各支店にお問い合わせ下さい。

農業者の方なら幅広く加入できます！

60歳未満の国民年金第1号被保険者で年間60日以上農業に従事している方ならだれでも加入できます。

農地を持たない配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。

(注) 農業者年金に加入する方は、国民年金付加保険料(月額400円)への加入も必要です。

農業者年金の特徴

1 保険料の額は自由に決められます。

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料の額を自由に決められ(月額2万~6万7千円の間で千円単位で自由に選択)、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

2 認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(月額最高1万円、通算すると最大で216万円)があります。

この国庫補助額に見合う年金は、農地等の経営移譲をすれば、原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営移譲の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。

3 公的年金ならではの税制上の優遇措置があります。

- ・ 支払った保険料は、全額(1人当たり年額12万円~80万4千円)が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります。
- ・ 保険料を農業者年金基金が運用して得られる収益(運用益)は非課税です。
- ・ 将来受け取る農業者年金(農業者老齢年金及び特例付加年金)には公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方の場合は公的年金等の合計額が120万円までは、全額非課税となります。

4 終身年金で80歳までの保証付きです。

農業者老齢年金は、65歳から受給開始で生涯受け取ることができます。希望すれば60歳まで繰り上げ受給も選択することができます。

仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。